

平成24年6月5日

各機関の長 殿

九州地区大学等技術研究協議会
議長 愛甲 頼和 (鹿児島大学)

九州地区大学等技術研究協議会の発足について (通知)

平成24年3月1日開催の九州地区総合技術研究会 in 鹿児島大学において、九州内に所在する国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構および文部科学省所轄の大学共同利用機関法人における学術振興に寄与することを目的として、九州地区大学等技術研究協議会を設置しましたのでお知らせします。

本協議会では、各機関相互の技術職員等の交流と技術補完を推進するために、九州地区総合技術研究会を継続的に開催するとともに、本協議会に加入した機関の技術職員等による将来に渡る技術の高度化を目指してアイデアを共有し、各機関における教育・研究の発展に寄与する取組みを展開して行く計画です。

については、別紙の九州地区大学等技術研究協議会規則をご高覧いただき、貴機関の技術系職員への周知、並びに、本協議会への加入についてご配慮いただきますようお願いいたします。

本協議会に加入される場合は、九州地区大学等技術研究協議会規則第4条の連絡協議員の氏名及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）を本協議会事務局までお知らせください。

九州地区大学等技術研究協議会
事務局長 上村 実也
〒860-8555
熊本市中央区黒髪 2-39-1
熊本大学工学部技術部内
TEL/FAX 096-342-3879
E-mail k-actrm@tech.eng.kumamoto-u.ac.jp

(別紙)

九州地区大学等技術研究協議会規則

第1章 総則

(設置)

第1条 九州地区の国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構および文部科学省所轄の大学共同利用機関法人（以下、「各機関」という。）における学術振興に寄与することを目的として、各機関相互の技術職員等の交流と技術補完を推進するために、九州地区大学等技術研究協議会（以下、「技術研究協議会」という。）を設置する。

(趣旨)

第2条 この規則は、技術研究協議会の設置、組織、および運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第3条 技術研究協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 九州地区総合技術研究会の運営に関する事
- (2) 九州地区総合技術研究会の開催に関する事
- (3) 他の技術研究会との連絡・調整に関する事
- (4) この規則の改廃に関する事
- (5) その他技術研究協議会の目的達成に必要な事項に関する事

第2章 組織

(組織)

第4条 技術研究協議会は次に掲げる連絡協議員をもって組織する。

- (1) この規則に賛同する機関の技術系職員等の代表者
- (2) その他、技術研究協議会の議長が必要と認める者

2 連絡協議員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(議長)

第5条 議長は九州地区総合技術研究会を開催する機関の連絡協議員とする。

第6条 議長の任期は事業期間とする。

第3章 会議

(召集)

第7条 会議は九州地区総合技術研究会の開催期間中に開催するものとし、議長がこれを召集する。

(議決)

第8条 会議は、連絡協議員の半数以上の出席により成立する。

第9条 会議の議決は、出席の機関の代表者の過半数で決する。

第4章 研究会

(開催および開催機関)

第10条 九州地区総合技術研究会の開催機関は技術研究協議会で決定する。

第 11 条 九州地区総合技術研究会は、原則として隔年 1 回開催する。

第 5 章 雑則

(事業期間)

第 12 条 事業期間は九州地区総合技術研究会終了の翌日に始まり、次回の九州地区総合技術研究会終了の日に終了する。

(庶務)

第 13 条 技術研究協議会の庶務は、議長の所属する技術組織等において処理する。

(事務局)

第 14 条 技術研究協議会の事務局を熊本大学に置く。

2 事務局は技術研究協議会の対外的な事項に関する連絡・調整を行なう。

附 則

この規則は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。